

隣地統合支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

隣地を統合して宅地形成を行う 所有者を助成します



対象となる区域

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区 ●守口市/東部地区・大日・八雲地区
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区

上記の住宅市街地総合整備事業区域内（ただし守口市八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）

- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

*対象物件が区域内にあるかご確認が必要な方はセンターまでお問い合わせください

助成対象となる物件と所有者

- 令和3年4月1日以降に自己所有地と2m以上隣接した50㎡以下（形状や接道条件等によりセンターが認めた場合を除く）の土地を取得して、宅地拡大を行う土地所有者
- 隣地の土地所有者が、支援を受ける者の2親等以内の直系家族、または支援を受ける者の配偶者の2親等以内の直系親族でないこと。

助成対象となる要件

- 自己所有地及び取得する土地が、申請地を所管する市が整備する道路・公園等の公共施設の計画地内にある場合は、事業に協力すること。
- 事前協議完了日から1年以内に隣地の取得と土地の所有権の移転登記が完了すること。

助成金額

- ①測量・明示費用
- ②登記費用
- ③不動産取得に係る仲介手数料
- ④隣地所有者調査等に係る弁護士等の委託料

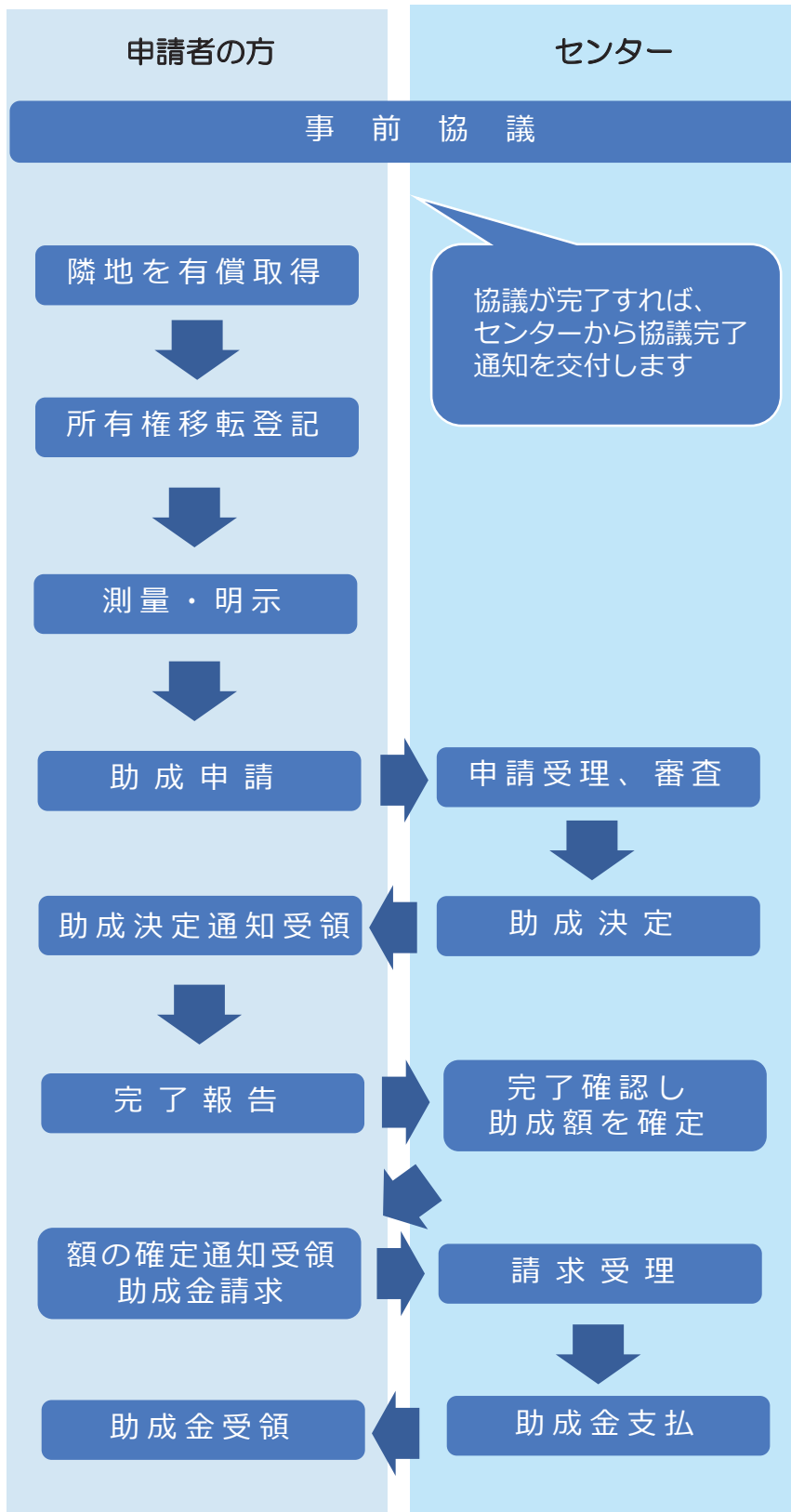
助成金額は、1助成対象あたり1回とし、上記①～④の必要額の1/2を助成します。但し、1箇所につき50万円を限度とします。

※隣地取得後、空き地コモンズ整備支援事業など公共性が高く地域に貢献する利用とセンターが認めた場合は隣地取得額の10%を追加で助成します。但し、50万円/件を限度とします。

※令和3年度～令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります。

当センターは大阪府域における良好な都市環境、住環境の創出に寄与するために設立された公益財団法人です

助成手続き



QA

Q 隣地統合に係る費用のうち、どのようなものが対象となりますか
A 隣地統合に伴う測量及び明示費用、登記費用、不動産買取に係る仲介手数料などです。いずれもかかった費用の1/2以内で上限が50万円となります。

Q 隣接する用地を取得すれば、いつでも助成申請は可能ですか
A 事前協議完了日から1年以内に隣接地の取得及び土地の所有権の移転登記が完了してからの申請となります。

Q 隣地統合で一度支援を受け、その後同じ土地で再度統合する場合も支援の対象となりますか
A 要件が合致すれば対象となります。

Q 隣接地について、直系の家族の所有のものも支援の対象となりますか
A 補助対象者、補助対象者の配偶者の2親等以内の直系親族が所有していないことが条件となります。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 宮園・東(アツマ)

〒541-0053大阪府中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル5階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>

